

川崎市教職員健康管理検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 教職員の健康管理の適正化を図るため、教職員健康管理検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、目的の達成のため、次の事項について総合的な検討を行うものとする。

- (1) 教職員の健康診断に関すること。
- (2) 教職員のメンタルヘルス対策の計画に関すること。
- (3) その他、教職員の健康管理に必要なこと。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長)

第4条 検討委員会に委員長を置き、職員部長をもって充てる。

- 2 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が必要に応じこれを召集する。

- 2 検討委員長は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 検討委員会の所掌事項に関する専門的事項について調査研究するため、検討委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の設置に必要な事項については別途定める。

(関係者の出席)

第7条 検討委員会が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、給与厚生課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 検討委員会委員

職員部長
庶務課長
教職員人事課長
給与厚生課長
給与厚生課担当課長〔健康管理〕
健康教育課長
教育委員会総合教育センターカリキュラムセンター室長
小学校長会代表
中学校長会代表
高等学校長会代表
特別支援学校長会代表
校長教頭組合代表
市教職員組合代表
市教職員組合養護教員部長
教育委員会産業医（教職員職場）